野田市同報系防災行政無線運用の見直し（素案）

次の運用方針にのっとり、防災情報及び行政情報を放送する。

＜運用方針＞

１　野田市地域防災計画（平成２５年度修正）に基づく広報を基本とし、その他の防災情報及び行政情報は、同計画に支障のない範囲で放送する。

２　市民の生命及び安全に関わる情報は、優先的に放送する。

３　緊急度の高いものを除き、夜間及び早朝は、放送しないこととする。

４　精度の低い情報は、放送しないこととする。

５　小学校区単位での放送が可能であることから、放送区域は、必要な区域の範囲内とすることを原則とする。

６　行政情報は、他の広報手段だけでは不十分な場合に、放送区域、放送時間、放送頻度等について、必要最小限の範囲で放送する。

具体的な各種情報の取扱いは、次のとおりとする。

＜新たに放送する情報＞

【竜巻注意報】

放送の判断基準	他団体からの情報、目撃情報等により発災の確度が高い場合に限り放送
理由	竜巻注意報は、県単位で発せられ、かつ、確度が低いため。
放送時間	２４時間
放送区域	市内全域
摘要	昨年９月の竜巻についても、埼玉県で注意情報が発表される前に竜巻は発生しており、発生前の放送は困難であり、放送時には、発災している可能性が高い。この場合は、二次災害を防ぐため、速やかに竜巻発災情報に切り替える。

【竜巻発災情報】

放送の判断基準	市内での発災が確認された時点
理由	倒木、電柱の断線等二次災害が予想されるため。
放送時間	２４時間
放送区域	市内全域
摘要	竜巻による発災により災害対策本部が設置された以後は、地域防災計画に基づく災害広報となる。

【火災情報】

放送の判断基準	延焼の危険性が高い場合及び大規模火災の場合
理由	市民の生命及び安全に関わる情報であるため。
放送時間	午前７時から午後９時まで 延焼の危険が極めて高い場合又は大規模火災の場合は、２４時間対応とする。
放送区域	影響の大きい地区 大規模火災の場合は、市内全域
摘要	市街地における大規模延焼火災は、災害対策本部が設置され、地域防災計画に基づく災害広報となる。

【冠水、事故等による通行止め情報】

放送の判断基準	国道１６号、主要県道、都市計画道路等の幹線道路における１時間以上の通行止めが予想される場合
理由	幹線道路は交通量が多く影響が大きいため。
放送時間	午前７時から午後７時まで
放送区域	市内全域
摘要	一般市道は、放送により通行止め区間を特定することが困難であることから、職員が現地で対応する。 通行止め情報は、警察と連携して収集するが、市又は警察が現地を確認してからの放送となるため、通行止めから放送の実施までに、一定の時間を要する。

【振り込め詐欺注意喚起情報】

放送の判断基準	警察から依頼があった場合
理由	振り込め詐欺電話は、局番等を限定し、その日に集中してかける場合が多いことから、警察に被害電話が多く寄せられた時点で放送することにより、注意喚起に資するため。
放送時間	午前９時から午後３時まで
放送区域	警察と協議の上、設定
摘要	平成２５年中の市内振り込め詐欺被害は、１５件５，２２０万円

【その他市長が緊急性が高いと認める情報】

大規模かつ長時間の停電など、緊急性が高く、市民生活に大きな影響がある場合に、必要な情報を放送する。

＜現行と同様の放送をする情報＞

【特別警報】

放送の判断基準	発表時
理由	気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）に基づき、市長に周知義務があるため。
放送時間	２４時間
放送区域	市内全域
摘要	平成２６年度中にＪアラート（全国瞬時警報システム）による放送に切替え

【緊急地震速報】

放送の判断基準	震度５弱以上の地震の危険がある場合
理由	市民の生命及び安全に関わる情報であるため。
放送時間	２４時間
放送区域	市内全域
摘要	Ｊアラート（全国瞬時警報システム）により放送

【国民保護に関する情報】

放送の判断基準	弾道ミサイル発射等の情報がある場合
理由	野田市国民保護計画に基づき実施
放送時間	２４時間
放送区域	市内全域
摘要	Ｊアラート（全国瞬時警報システム）により放送

【光化学スモッグ注意報等】

放送の判断基準	千葉県から発令又は解除の連絡があった場合
理由	千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき実施
放送時間	発令時及び解除時
放送区域	市内全域
摘要	平成２５年中の発令６回

【ＰＭ２．５注意喚起】

放送の判断基準	千葉県から注意喚起又は濃度改善の情報提供があった場合
理由	千葉県暫定方針に基づき実施
放送時間	注意喚起：午前９時３０分頃又は午後１時３０分頃 濃度改善：午後５時３０分頃まで
放送区域	市内全域
摘要	平成２５年中の要請１回

【行方不明者の捜索協力依頼】

放送の判断基準	警察から依頼があった場合
理由	市民の生命及び安全に関する情報であり、かつ、緊急性があるため。
放送時間	午前８時３０分から午後９時までの間
放送区域	市内全域
摘要	平成２５年中の放送件数１５件及び放送回数３５回

【まめバス運行遅延情報】

放送の判断基準	概ね４０分以上の大幅な運行遅延が発生した場合又は確実に見込まれる場合
理由	市民生活に与える影響が大きく、緊急性があるため。
放送時間	午前７時から午後７時３０分まで
放送区域	大幅遅延しているルート上の区域
摘要	平成２４年度大幅遅延発生回数１２回

＜放送を縮小する情報＞

【選挙啓発放送】

放送の判断基準	投票日当日に放送
理由	野田市の投票率が県内最低水準であるため。
放送時間	午前９時３０分及び午後３時３０分の２回
放送区域	市内全域
縮小の理由	（縮小内容） 従来は、投票日前日も放送 （理由） 投票日前日の放送による効果は少ないと見込まれるため。 また、スーパー等の店内放送の拡大など、他の広報手段を強化することで投票率の向上を図るため。

【ミュージックチャイム】

放送の判断基準	日没前 関宿地域は、午前７時、午後０時、日没前
理由	日没前に子どもたちに帰宅を促すため。 動作確認のため。
放送時間	判断基準に同じ ※日没前の放送時間は、次のとおりとする。 ２月から４月まで　　午後５時 ５月から８月まで　　午後５時３０分 ９月及び１０月　　午後５時 １１月から１月まで　午後４時
放送区域	市内全域 ※午前７時及び午後０時の放送は、関宿地域のみ
縮小の理由	（縮小内容） 従来は、野田地域も午後０時に放送 （理由） 午後０時の放送は、夜勤明けの市民の就寝等に影響があり、また、これまでの動作確認は日没時の放送により対応が可能と考えられることから、放送を継続する積極的な理由が認められないため。 関宿地域については、慣れ親しんだチャイムであるため、１日３回の放送を継続する。

【関宿まつり、関宿城まつり開催情報】

放送の判断基準	まつり中止の場合に放送
理由	他の広報手段も十分活用しているが、関宿地域では、両まつりの防災行政無線による開催情報が定着しているため。
放送時間	まつり当日の午前７時
放送区域	関宿地域
縮小の理由	（縮小内容） 従来は、中止の場合は午前７時、開催の場合は午前８時に放送 （理由） 午前７時の中止の放送がない場合は、開催することが判断できるため。

【渇水時の節水協力依頼】

放送の判断基準	給水制限を実施する場合
理由	給水制限により市民生活に大きな影響があるため。
放送時間	午前１１時及び午後４時
放送区域	市内全域
縮小の理由	（縮小内容） 従来は、取水制限１０％による節水協力依頼 （理由） 節水協力依頼は、他の広報手段により、十分対応可能であるため。

＜放送を廃止する情報＞

【子どもの見守りのお願い】

地域で子どもを見守ることにより不審者等による被害を防止することを目的に放送しているが、学校休業日を除く毎日放送していることから、市民の意識向上は一定程度図られたと考えられる。一方、毎日の放送のため、苦情も多いことから、見守り放送は廃止し、地域への呼びかけは、学校行事や地域との懇談会の中で、引き続き実施していくことで対応する。

＜検討したが放送しないこととした情報＞

【災害時の廃棄物・資源物の収集中止の放送】

災害時においても収集は実施することから放送しない。ただし、想定を超える災害により、中止せざるを得ない場合は、【その他市長が緊急性が高いと認める情報】として放送する。

【雷注意報】

放送がなくても、積乱雲の発生や遠雷により認知可能なため。

【台風接近注意喚起情報】

【熱中症注意喚起情報】

【道路凍結情報】

テレビ等のメディアで容易に情報が得られるため。

【気象警報】

テレビ等のメディアで容易に情報が得られるため。ただし、大雨の継続やゲ

リラ豪雨等により、市民の安全を確保するため必要がある場合は、【その他市長が緊急性が高いと認める情報】として放送する。

【交通安全啓発情報】
他の広報手段で対応可能であり、緊急性もないため。